

1. 日 時	平成29年2月28日(火)	午前 10時 00分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2,3会議室	午前 11時 00分
3. 出席委員	1 日下委員, 2 石本委員, 3 土居委員, 4 信友委員, 5 佐伯委員, 6 沖野委員, 7 山本委員, 9 吉木委員, 11 西野委員, 12 祐本委員	
欠席委員	10 井上委員	
4. 説明員	桶本事務局長, 道面主任主事, 西原技師	
5. 審議案件	議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 5号 竹原市農業経営基盤強化促進基本構想変更(案)の協議について 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の届出について 報告第 3号 農地改良届出について	

<p>議 長</p>	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>それでは、ご案内申し上げた時間になりましたので、只今から第2回竹原市農業委員会総会を開催致します。</p> <p>では、まず本日の欠席委員は井上委員で、農業委員会等に関する法律第21条により、在任委員の過半数の出席がございますので、本会議が成立していることを宣言いたします。</p> <p>日程第1、「会期の決定」を議題と致します。</p> <p>お諮り致します。今期農業委員会総会の会期は本日一日と致したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定致します。</p> <p>日程第2、「会議録署名委員の指名」を1番日下委員と2番石本委員を指名致します。</p> <p>それでは日程第3、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、議案第3号について説明致します。</p> <p>本議案は農地法第5条に基づく許可申請でございます。</p> <p>件数1は、譲渡人Aさん、譲受人Bさんからの所有権移転の申請で、事業計画は作業場の建築となっております。</p> <p>件数2は、譲渡人Cさん、譲受人Dさんからの所有権移転の申請で、事業計画は自己住宅の建築となっております。</p> <p>件数3は、譲渡人Eさん、譲受人Fさんからの所有権移転の申請で、事業計画は自己住宅の建築となっております。</p> <p>件数4は、譲渡人Gさん、譲受人Hさんからの所有権移転の申請で、事業計画は自己住宅の建築となっております。なお、本申請につきましては、昨年第12回総会において、議案第40号でお諮りし、決定をいただいた竹原市の農業振興地域整備計画において、農用地の除外手続き中の土地の申請となっております。</p> <p>件数5は、譲渡人Iさん、譲受人Jさんからの貸借権設定の申請で、事業計画は一時転用の仮設道路設置となっております。</p> <p>件数6は、譲渡人Kさん、譲受人Jさんからの貸借権設定の申請で、事業計画は一時転用の仮設道路設置となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、7番山本委員からご報告をお願いします。</p>

7 番	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>件数1は、竹原市立竹原西保育所より南へ約200m付近にあり、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>件数2は、区画整理区域内で竹原市役所より北へ約400m付近にあり、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>件数3は、竹原市立吉名中学校より東へ約270m付近にあり、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>件数4は、吉名町の毛木バス停より北西に約200mに位置し、現地確認時農地として管理されていました。</p> <p>件数5、件数6は、田万里公民館より東に約180mに位置し、中田万里地区ほ場整備事業で一時利用の通知がされた農地で、現地確認時農地として管理されていました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用および農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは私のほうから本議案について、審査基準の全ての項目ごとに申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているか否かを検討した結果をご説明致します。</p> <p>まず、立地基準の審査ですが、件数1は、施行規則第44条第1号、『住宅の用若しくは、事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていること』に該当するため、3種農地と判断いたします。よって立地基準については、原則許可することとなっております。</p> <p>件数2、件数3は都市計画区域内の用途指定区域内であり、又、件数2は土地区画整理区域内でもあり、3種農地と判断いたします。よって立地基準については、原則許可することとなっております。</p> <p>件数4は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。2種農地の立地基準については、他に代替する土地がないと認められる場合は許可することとなっております、立地基準の許可要件は満たしているものと思われます。</p> <p>件数5、件数6は、農用地区域内の農地で、つぎの要件を満たす一時転用の場合(施行令第4条第1項第1号)、(施行令第11条第1項第1号)『仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められること。』で、許可することができることとなっております、該当するものと思われます。</p> <p>次に一般基準の審査で、まず信用及び資力については、全件数とも譲受人は過去に違反転用はなく、又、件数1、件数2、件数3、件数4は資力も資金証明等が添付されています。</p> <p>次に許可を得た後、遅れることなく申請目的どおりの事業を実施するかどうかについては、全件数とも申請書類、また、申請時の聞き取りで、許可後遅滞なく事業の用に供することを確認しております。</p> <p>次に申請に係る事業施行に関して、他法令の許可等の申請が必要かどうか、また</p>

必要な場合の許可等の見込み状況につきましては、件数2は区画整理法第76条による許可申請中で、担当部署より許可の見込みとの回答を得ております。件数4は農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)の申請中であり、件数1、件数3、件数5、件数6につきましては、他法令の申請は不要となっております。

次に申請地の計画面積の妥当性については、全件数とも申請書、申請時の聞き取り及び現地確認により、事業計画の規模からみて、妥当であると認められます。

次に周辺農地への営農に支障が有るか無いかということですが、全件数とも被害防除計画、申請時の聞き取り、現地確認等で、今回の農地転用で周辺農地への営農に支障は出ないものと認められます。

説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

「質疑なし」の声あり

これをもって質疑を終結致します。

お諮りします。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定することにご異議はありますか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり決定いたします。

次に日程第4、議案第4号、「非農地証明について」を議題と致します。事務局職員をして議案の説明を申し上げます。

局長

それでは、議案第4号について説明致します。

本案件は非農地証明申請に関する案件です。

件数1は、申請人Lさんで、申請事由につきましては、平成3年頃から、耕作していた父が高齢になり耕作が出来なくなり、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、本申請に及んだものです。

件数2は、申請人Aさんで、申請事由につきましては、平成7年頃より排水路及び公衆用道路として利用しており、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、本申請に及んだものです。

件数3は、申請人Mさんで、申請事由につきましては、昭和40年頃に風呂場、トイレを増築し、残地は車庫として使用しており、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、本申請に及んだものです。

件数4は、申請人Nさんで、申請事由につきましては、隣接している国道2号の交通量の増加により、昭和60年頃より耕作しなくなり、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、本申請に及んだものです。

件数5は、申請人Oさんで、申請事由につきましては、昭和40年頃に住宅を建築し、宅地及び農道として使用しており、今後においても農地として耕作の予定は

	<p>なく、この度地目変更登記を行うため、本申請に及んだものです。</p> <p>件数6は、申請人Pさんで、申請事由につきましては、字木原の2筆は平成5年頃より墓地として管理し、字藪地の農地は昭和55年頃より耕作が不便なため耕作しなくなり、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、本申請に及んだものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地調査を行った結果について7番山本委員からご報告をお願いします。</p>
7 番	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>件数1は、忠海東町にある元忠海東小学校体育館の対岸にあり、現地確認時、草木が茂り耕作されていませんでした。</p> <p>件数2は、議案第2号の件数2の隣地で道路及び排水路として使用されていました。</p> <p>件数3は、下野町の恵比寿神社より北へ70m付近にあり、現地確認時、建物が増築され一部は車庫として使用されていました。</p> <p>件数4は、西野町の西野大橋バス停より東へ70m付近にあり、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>件数5は、吉名町の市営八代谷住宅の入り口より東へ50m付近にあり、現地確認時、一部倉庫を建築し、庭及び農道として使用されていました。</p> <p>件数6は、新庄町の横大道バス停より北へ350m付近にあり、現地確認時、字木原の2筆は墓地として管理され、字藪地の1筆は竹笹が茂り耕作されていませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>非農地証明の審査事項について説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、申請書等に記載された内容が当該審査基準に適合しているか否かを検討した結果をご報告いたします。</p> <p>全件数とも、現地確認及び申請時間き取り等から、転用の事実から20年以上経過しているものと認められ、又、件数4、件数6については耕作不適・耕作不便等で自然かい廃したもので、農地転用行政上も支障がないものと判断します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入りますが、その前に本議案の件数6の申請人が本市農業委員の沖野さんで、議事参与の制限のため、まず件数1～件数5の審議決定を行い、その後6番沖野委員に退席していただき、件数6の審議決定を行いたいと思います。</p> <p>それでは、件数1～件数5の質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p>

これをもって質疑を終結致します。
お諮りします。議案第4号の件数1～件数5の「非農地証明について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号の件数1～件数5は原案のとおり決定いたします。

引き続き議案第4号の件数6の審議に入りますので、6番沖野委員には会場より退席をお願いします。

(沖野委員退席)

これより件数6の質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

「質疑なし」の声あり

これをもって質疑を終結致します。
お諮りします。議案第4号の件数6の「非農地証明について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号の件数6は原案のとおり決定いたします。

それでは、6番沖野委員さんに会場に入って頂きたいと思います。

(沖野委員着席)

次に日程第5、議案第5号「竹原市農業経営基盤強化促進基本構想変更(案)の協議について」を議題と致します。

事務局職員をして議案の説明を申し上げます。

局長

それでは、議案第5号について説明致します。

本案は、「竹原市農業経営基盤強化促進基本構想変更(案)について」、竹原市長より意見を求められたことによる上程となっております。

今回の改正は、大きく4点あります。

1点目として、農地法の改正に伴い、農業生産法人を農地所有適格法人に変更するとともに、新たに設けられた農地利用最適格化推進委員に関連する部分を追加し、農地法改正に伴う適用条文の変更が反映されています。

2点目として、国制度名称の変更に伴い、直接支払推進事業が経営所得安定対策等に変更されています。

<p>議 長</p>	<p>3点目として、広島県農業会議が一般社団法人へ移行したことに伴い、一般社団法人広島県農業会議に名称変更されています。</p> <p>4点目として、その他表現の統一及び文言の整理がされています。説明は以上です。</p> <p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第5号「竹原市農業経営基盤強化促進基本構想変更(案)の協議について」は、異議がない旨回答することにご異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第5号「竹原市農業経営基盤強化促進基本構想変更(案)の協議について」は、異議がない旨竹原市長へ回答することといたします。</p> <p>次に日程第6、報告第2号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局職員をして報告申し上げます。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、報告第2号について説明を致します。</p> <p>農地法第3条の3第1項により、相続等により権利を取得され、農業委員会に届け出のあった平成29年1月分の件数、筆数、面積等について報告いたします。詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に日程第7、報告第3号「農地改良届出について」事務局職員をして報告申し上げます。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、報告第3号について説明を致します。</p> <p>農地改良の届出がありましたので報告いたします。耕作人Qさんからの農地改良の届出で、改良計画は客土(平均盛土高40cm)となっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>①県内各市新制度移行状況について ②竹原市農地利用最適化推進委員の年間活動予定について ③農業委員・農地利用最適化推進委員の応募状況について</p>
<p>議 長</p>	<p>以上をもちまして、第2回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成29年 3月30日

議長(会長) 祐本 征武

署名委員 日下 博美

署名委員 石本 進